

○ 建設業許可事務ガイドラインについて

(平成 13 年 4 月 3 日国総建第 9 7 号 総合政策局建設業課長から地方整備局建政部長等あて)

最終改正 平成 19 年 3 月 30 日国総建第 395 号

国土交通大臣に係る建設業許可事務の取扱い等について、別添のとおりとりまとめたので、今後の事務処理に当たって遺憾のないよう取り扱われたい。

[別添]

建設業許可事務ガイドライン

【第 2 条関係】

1. 第 2 条第 1 項の別表第一の上欄に掲げる建設工事について

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項の別表第一の上欄に掲げる建設工事については、昭和 47 年 3 月 8 日建設省告示第 350 号をもってその内容を示しているところであるが、その具体的な例は、別表 1 のとおりである。

この建設工事の内容及び例示は、現実の建設業における施工の実態を前提として、施工技術の相違、取引の慣行等により分類したものであるが、各工事の内容はそれぞれ他の工事の内容と重複する場合もある。

なお、土木一式工事及び建築一式工事については、必ずしも二以上の専門工事の組み合わせは要件でなく、工事の規模、複雑性等からみて個別の専門工事として施工することが困難なものも含まれる。

2. 許可業種区分の考え方について

各業種における類似した建設工事の区分の考え方等については、次のとおりである。

(1) 左官工事

- ① 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
- ② 「ラス張り工事」及び「乾式壁工事」については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。

(2) とび・土工・コンクリート工事

- ① 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は、根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」であり、建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、コンク

リートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。

- ② 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設する工事は『土木一式工事』に該当する。
- ③ 「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。
- ④ 「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。

（３）屋根工事

- ① 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって「板金屋根工事」も「板金工事」ではなく『屋根工事』に該当する。
- ② 「屋根断熱工事」は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。

（４）管工事

し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

（５）タイル・れんが・ブロック工事

- ① 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。
- ② 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。

（６）鋼構造物工事

『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」と『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。

（７）ほ装工事

- ① 舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『ほ装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。
- ② 人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『ほ装工事』に該当する。

（８）板金工事

「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。

(9) 塗装工事

「下地調整工事」及び「ブラスト工事」については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。

(10) 防水工事

『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。

(11) 内装仕上工事

① 「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。

② 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。

(12) 機械器具設置工事

① 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

② 「運搬機器設置工事」には「昇降機設置工事」も含まれる。

③ 「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。

(13) 電気通信工事

① 「情報制御設備工事」にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まれる。

② 既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。

(14) 造園工事

① 「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。

② 「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。

③ 「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。

④ 「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。

(15) 水道施設工事

上下水道に関する施設の建設工事における『水道施設工事』、『管工事』及び『土木一式工事』間の区分の考え方は、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備

を築造、設置する工事が『水道施設工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、これらの敷地外の例えば公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』である。

なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。

(16) 消防施設工事

「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。

(17) 清掃施設工事

公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

【第3条関係】

1. 許可の区分について

(1) 大臣許可と知事許可

国土交通大臣の許可と都道府県知事の許可の区分については、二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業しようとする場合には国土交通大臣の許可、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業しようとする場合には都道府県知事の許可とされているが、この場合における営業所は、当該許可に係る営業所のみでなく、当該建設業者についての当該許可に係る建設業を営むすべての営業所と解して取り扱う。すなわち、従たる営業所が許可を受けた業種について軽微な建設工事のみ行う場合も法に規定する営業所に該当し、当該営業所が主たる営業所の所在する都道府県以外の区域内に設けられている場合は、国土交通大臣の許可として取り扱う。

(2) 一般建設業の許可と特定建設業の許可

許可は、一般建設業と特定建設業の別に区分して行うものであり、同時に一の建設業につき一般建設業の許可と特定建設業の許可が重複することはない。ただし、一の建設業者につき二以上の業種について、それぞれ一般建設業の許可及び特定建設業の許可をすることは差し支えない。

2. 営業所の範囲について

「営業所」とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいう。したがって、本店又は支店は常時建設工事の請負契約を締結する事務所でない場合であっても、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行う等建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合には、当然本条の営業所に該当する。

また「常時請負契約を締結する事務所」とは、請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等請

負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいい、契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かを問わない。

3. 建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「令」という。）第1条の2第1項の「木造住宅」について

- （1）「木造」とは、建築基準法第2条第5号に定める主要構造部が木造であるものをいう。
- （2）「住宅」とは、住宅、共同住宅及び店舗等との併用住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものをいう。

4. 同一業者に係る二以上の許可の有効期間の調整（一本化）について

一の業者が既に許可を受けた後、更に他の建設業について追加して許可の申請をしてきた場合（般・特新規（【第5条及び6条関係】2（1）②参照）の場合を含む。）、それぞれを別個の許可として、各々許可年月日及び許可の有効期間が異なるものとして取り扱くと、建設業の許可を行った国土交通大臣にあっては許可事務の円滑化を阻害し、建設業者にあっては許可の更新時期の失念等の原因ともなり、法の適正な運用を図る上で不都合を生ずることとなるので、同一業者で別個に二以上の許可を受けているものについては、以下のとおり取り扱う。

- （1）同一業者で別個に二以上の許可を受けているものについては、一の許可の更新を申請する際に、できるだけ有効期間の残っている他の建設業の許可についても同時に一件の許可の更新として申請させるものとし、すべてをあわせて一件の許可の更新として許可するものとする。
- （2）一の業者が既に許可を受けたあと、更に他の建設業について追加して許可の申請をしようとする場合には、有効期間の残っている従来の建設業の許可についても同時に許可の更新を申請することができるものとし、追加の許可と許可の更新（別個に二以上の許可を受けている場合はそのすべて）とをあわせて一件として許可することができるものとする。

ただし、この場合、追加する許可の申請についてある程度の審査期間が必要となるため、それと同時に更新を申請することができる従来の建設業の許可の有効期間は、原則として6カ月以上残っていることを必要とする。

5. 許可の有効期間の取扱いについて

- （1）許可の有効期間は、許可のあった日から5年目の許可があった日に対応する日の前日をもって満了する。なお、当該期間の末日が日曜等の休日であってもその日をもって満了する。
- （2）建設業者から複数の建設業の許可の有効期間の調整（一本化）をする旨の申請が行われた場合における許可の有効期間については、有効期間が残っている建設業の許可についても新たに申請を行ったものとして取り扱う。

6. 一般建設業許可と特定建設業許可の間の移行に係る申請があった場合の従前の許可の効力等について

- （1）建設業者から、
 - ① 一般建設業の許可の有効期間の満了の日以前に当該許可に係る建設業について特定建設

業の許可への移行に係る申請があった場合

- ② 特定建設業の許可の有効期間の満了の日以前に当該許可に係る建設業について一般建設業の許可への移行に係る申請があった場合

であって、当該有効期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請は、法第3条第4項に規定する「更新の申請」とみなして取り扱う。

- (2) (1)の申請があった場合において、従前の許可の有効期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、(1)①の場合にあつては一般建設業の許可の有効期間満了後特定建設業の許可に係る処分がされるまでの間は一般建設業の許可は、(1)②の場合にあつては特定建設業の許可の有効期間満了後一般建設業の許可に係る処分がされるまでの間は特定建設業の許可は、なおその効力を有するものとして取り扱う。

- (3) なお、当該建設業者が法第29条に該当する場合については、(1)及び(2)の取扱いは当然受けないものである。

7. 許可の有効期間が満了した後の許可の効力について

許可の更新の申請に基づく審査の結果、従前の許可の有効期間の満了後に不許可処分とされた場合であっても、当該不許可処分がされるまでの間は、法第3条第4項の規定により、従前の許可はなお効力を有するものとされる。

また、この場合、従前の許可の有効期間の満了後当該不許可処分が行われるまでの間に締結された請負契約に係る建設工事については、当該不許可処分が行われたことにより従前の許可がその効力を失った後も、法第29条の3第1項の規定により継続して施工することができる。

8. 許可の通知について

- (1) 建設業の許可をした場合においては、申請者に対し当然に通知する必要があるので、別紙1により通知するものとする。

なお、当該通知は直接申請者あてに送付若しくは手交することとし、申請者が当該通知を確実に受け取った旨の記録を残すものとする。また、当該通知書の写しを申請者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事（以下「経由庁」という。）に送付するものとする。（(2)及び(3)において同じ。）

- (2) 知事許可から大臣許可への許可換えをした場合の許可の通知は、別紙2により通知するものとする。

- (3) 一般建設業の許可から特定建設業の許可へ移行した場合の許可の通知は、別紙3により通知するものとする。

【第3条の2関係】

許可に付する条件について

許可の条件は、建設工事の適正な施工の確保及び発注者の保護を図ることを目的として、許可の効果に制限を加えるものである。したがって、付することができる条件は、こうした目的に照らして一定の制約があり、どのような場合にどのような条件を付するかは、個々具体の事例に即して判

断する。

また、法令上の義務を履行することを許可の条件として付することも可能ではあるが、この場合には、当該条件違反があったとしても、法第29条第1項第6号に該当する場合を除き、同条第2項の規定により許可を取り消す前に、当該義務の履行を確保するための指示をし、又は営業停止を命ずることとする。

なお、一般建設業者に関する法第7条第1号及び第2号に掲げる基準並びに特定建設業者に関する法第7条第1号及び法第15条第2号に掲げる基準については、これらを満たさなければ法第29条第1項第1号に該当するものとして許可を取り消さなければならないので、当該基準を満たさなくなった場合に関する条件を付する余地はない。

【第4条関係】

附帯工事について

建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事のほか、当該建設工事に附帯する他の建設業に係る建設工事（以下「附帯工事」という。）をも請け負うことができるが、この附帯工事とは、主たる建設工事を施工するために必要を生じた他の従たる建設工事又は主たる建設工事の施工により必要を生じた他の従たる建設工事であって、それ自体が独立の使用目的に供されるものではないものをいう。

附帯工事の具体的な判断に当たっては、建設工事の注文者の利便、建設工事の請負契約の慣行等を基準とし、当該建設工事の準備、実施、仕上げ等に当たり一連又は一体の工事として施工することが必要又は相当と認められるか否かを総合的に検討する。

【第5条及び第6条関係】

1. 法及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）に規定する許可申請書及び許可申請書の添付書類（以下「許可申請書類」という。）の取扱いについて

（1）許可申請を取り下げようとする者については、許可申請の取下げ願書（別紙4）を提出させるものとし、提出があった場合には、許可申請書類を直接申請者あてに返却する。

なお、当該返却は直接申請者あてに送付し若しくは手交することとし、申請者が当該返却を確実に受け取った旨の記録を残すものとする。

（2）許可申請を却下する場合には、許可の拒否通知書（別紙5）を、申請者あてに送付する。

なお、当該通知書は直接申請者あてに送付または手交することとし、申請者が当該通知書を確実に受け取った旨の記録を残すものとする。

（3）許可申請書類以外の書類については、許可申請書類の記載事項について特に疑義がある場合等に限り、必要なもののみの提示又は提出をさせることとし、画一的にその提示又は提出を求めない。ただし、【その他】3で定めるものについてはこの限りではない。

2. 許可申請書類の審査要領について

（1）建設業許可申請書（様式第一号）について

① 建設業の許可は、一般建設業と特定建設業に区分して行われるが、許可申請は、一枚の建

設業許可申請書により同時に行うことができる。ただし、登録免許税又は許可手数料については、一般建設業と特定建設業を別個に取り扱う。

② 「行政庁側記入欄」は、以下の要領で記入する。

① 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、申請時において既に許可を受けている者（許可換え新規（下記参照）を申請する者を除く。）については、現在有効な許可のうち最も古いものの許可番号と許可年月日を記入する。

② 「申請の区分」の欄は、次の分類に基づき該当する数字をカラムに記入する。

「新規」……………現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が、許可を申請する場合

「許可換え新規」……法第9条第1項各号のいずれかに該当することにより、現在有効な許可を受けている許可行政庁以外の許可行政庁に対し、新たに許可を申請する場合

「般・特新規」……………一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合、又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合

この場合、一般建設業の許可のみを受けている者が、許可を受けている建設業の全部又は一部について特定建設業の許可を申請するときは、法第3条第6項の規定により、その申請をそのまま「般・特新規」として取り扱って差し支えないが、特定建設業の許可のみを受けている者が、許可を受けている建設業の一部について一般建設業の許可を申請しようとするときは、事前に当該特定建設業を廃止させた後（法第29条に該当することにより、当該特定建設業の許可を継続することができない場合に限る。）、新たに「般・特新規」として一般建設業の許可を申請させることを必要とする。ただし、特定建設業の許可のみを受けている者が、許可を受けている建設業全部について一般建設業の許可を申請しようとする場合には、特定建設業の全部を廃業させた後（法第29条に該当することにより、当該特定建設業の許可を継続することができない場合に限る。）、新たに一般建設業の許可を申請させる必要があるので、「般・特新規」ではなく「新規」に該当する。

「業種追加」……………一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合、又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合

「更新」……………既に受けている建設業の許可を、そのままの要件で続けて申請する場合

③ 「申請年月日」の欄は、申請書類を正式に受理した年月日を記載する。

なお、ここでいう受理とは、経由庁においてなされたものをいう。

③ 「申請者」の欄には、申請者が法人である場合は本店の所在地、商号又は名称、代表者氏

名を記載して会社印及び代表者印を押印し、申請者が個人である場合はその本店の所在地、商号又は名称及び氏名を記載して押印する。ここで本店とは、建設業許可申請書の別表の「（主たる営業所）」をいう。

また、許可申請書類の作成等を代理人を通じて行う場合は、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印する。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面の添付を必要とする。なお、許可申請書類の作成を代理人を通じて行う場合において、代理人の記名押印を可又は不可とする許可申請書類は、別表２のとおりである。

- ④ 「支配人の氏名」の欄には、申請者が個人の場合において、支配人すなわち営業主に代わってその営業に関する裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人を置いている場合に記載させる。
- ⑤ 「連絡先」の欄には、許可申請書類を作成した者又は記載内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号を記載させる。
- ⑥ 別表の「役員の氏名及び役名」の欄の「業務を執行する社員」とは持分会社の業務を執行する社員を、「取締役」とは株式会社の取締役を、「執行役」とは委員会設置会社の執行役を、「これらに準ずる者」とは法人格のある各種の組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は本欄の役員には含まれない。
- ⑦ 別表の「役名」の欄には、役員の役名のほか、当該役員の常勤・非常勤の別について括弧書きさせる。
- ⑧ 別表の「営業しようとする建設業」の欄は、一般建設業と特定建設業とに分けて記載させる。
- ⑨ 別表の「（主たる営業所）」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する一か所の営業所をいい、通常は本社、本店等であるが、名目上の本社、本店等であっても、その実態を有しないもの（単なる登記上の本社、本店等）はこれに該当しない。

（２）工事経歴書（様式第二号及び様式第二号の二）について

- ① この表は、許可を受けようとする建設業に対応する建設工事の種類ごとに作成するものとし、他の建設工事と二重に計上することはできない。例えば、建築一式工事で請け負った場合、この工事を管工事又は電気工事とその他の工事に分割し、それぞれ管工事、電気工事又は建築一式工事に分割計上することはできず、建築一式工事として計上する。また、水道本管理設工事の場合は、通常、水道施設工事に該当するが、道路の大規模な改修等と複合しており、その工事が土木一式工事とみなし得る場合には、土木一式工事として計上することはできるが、両方の建設工事に計上することはできない。
- ② 許可申請に当たっては、様式第二号又は様式第二号の二のいずれか一方で提出すればよく、両方の提出を求めるものではない。
- ③ 法第２７条の２６第３項の規定に基づき経営規模等評価申請書に添付しなければならないとされる様式第二号の二による工事経歴書における「請負代金の額」にあつては、消費税及び地方消費税の額を除いた額を記載させるよう指導する。

（３）直前三年の各事業年度における工事施工金額（様式第三号）について

① 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄には、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の施工金額を記載し、「工事」の欄には、施工金額の有無にかかわらず許可を受けようとする建設工事の種類をすべて記載させる。

② 「その他の建設工事の施工金額」の欄には、当該許可に係る建設工事以外の建設工事の施工金額を記載させる。

(4) 使用人数（様式第四号）について

① 「法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者」には、営業所ごとに専任で置かれる技術者はもちろん、それ以外の者でも法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハのいずれかに該当する者はすべて含まれる。

② この表には、労務者及び法人にあっては代表権を有する役員、個人にあってはその事業主は含めない。

(5) 経營業務の管理責任者証明書（様式第七号）について

① 経營業務の管理責任者には、その要件さえ備えていれば当該申請に係る二以上の建設業についても同一人になり得るし、また、その者が専任技術者の要件を備えている場合には、同一営業所（原則として本社又は本店等）内に限って当該技術者を兼ねることができる。なお、同一の建設業について二以上の者を経營業務の管理責任者として証明することのないよう指導する。

② 証明書は、許可を受けようとする建設業ごとに被証明者一人について証明者別に作成させる。ただし、被証明者がその要件を満たすものであり、二以上の建設業について同一人の証明者の証明が得られる場合においては、「工事業」の欄に当該業種を列記できる範囲において一枚の証明書で証明することができるものとする。また、被証明者が休職又は出向等によって経験期間が中断している場合であって、証明者が同一人であるときは、「経験年数」の欄に実際の経験期間を別々に明記して一枚の証明書で証明することができるものとする。

③ 「証明者」は、原則として使用者（法人の場合は代表者、個人の場合は当該本人）でなければならない。ただし、法人の解散等の場合には、被証明者と同等以上の役職にあった者とすることができるものとし、この場合、「備考」欄にその理由を記載させる。なお、これらの者の証明を得ることができない正当な理由があり、やむを得ず自己証明する者については、「備考」欄にその理由を記載させ、必要な場合には当該事実を証し得る第三者の証明書又はその他の書類を添付させること。

④ 経營業務の管理責任者として証明された者について規則第7条の2の規定により氏名の変更を行う場合には、本様式を用いること。この場合、

1

7

「申請の区分」は、「2. 変更」として扱い、カラムには「2」を記入させる。

(6) 専任技術者証明書（様式第八号）について

① 更新用（様式第八号（2））は、既に証明された者を専任技術者として更新を申請する場合にしか用いることができないので、変更等がある場合には新規・変更用（様式第八号（1））を使用させて変更等の手続を行うこととする。

② 新規・変更用（様式第八号（1））（新規許可等を申請するために使用する場合

6

1

「区分」の欄に「1」を記入する場合に限る。)及び更新用(様式第八号(2))は、建設業許可申請書(様式第一号)別表の「営業所」の欄に記載された営業所の順序で当該営業所に置かれる専任技術者について記載させる。

- ③ 同一の営業所においては、同一の建設業について二人以上の者を専任技術者として証明することのないよう指導する。
- ④ 〔6〕〔4〕の「今後担当する建設工事の種類」及び「現在担当している建設工事の種類」の欄は、特定建設業の専任技術者になり得る資格を有する者の場合であっても、同人が現在専任技術者となっている建設業が一般建設業の場合には、「1」、「4」又は「7」を記入させる。
- ⑤ 〔6〕〔4〕の「今後担当する建設工事の種類」の欄には、既に専任技術者として証明されている者が新たに他の建設業の専任技術者となる場合には、既に担当している建設工事を含め今後担当する建設工事の種類のすべてについて、記載要領7に掲げる分類に従い該当する数字を記入させる。
- ⑥ 般・特新規若しくは業種追加を申請する場合又は専任技術者の担当業種若しくは有資格区分の変更に基づき届出を行う場合において、専任技術者としての基準を満たしていることを証するために添付する証明書については、〔6〕〔4〕の「現在担当している建設工事の種類」の欄に記載された建設工事の種類に係るものにあつては、その提出を省略できる。ただし、当該証明書が、同時に、新たに追加される建設工事に係るものとなっている場合には、省略することができない。
- ⑦ 〔6〕〔5〕の「有資格区分」の欄は、証明しようとする技術者が他に資格を有している場合であっても、同人が専任の技術者となる建設業に係る資格のみを記載させる。
- ⑧ 規則第7条の3第2号の表中「大工工事業」の下欄四、五、「とび・土工工事業」の下欄五、「屋根工事業」の下欄四、「しゅんせつ工事業」の下欄三、「ガラス工事業」の下欄三、「防水工事業」の下欄三、「内装仕上工事業」の下欄四、五、「熱絶縁工事業」の下欄三、「水道施設工事業」の下欄三に該当する者(以下「実務経験要件緩和対象者」という。)として専任技術者の証明をする場合に、規則別記様式第八号(1)及び(2)による「専任技術者証明書」の資格区分コード欄には、規則別表(二)の分類に従い「99」を記載させる。

(7) 実務経験証明書(様式第九号)について

- ① 「実務経験の内容」の欄には、「使用された期間」内において、具体的に建設工事に携わった実務の経験について記載させるものとし、例えば、「都市計画街路〇〇線改良工事現場主任」、「〇〇駅ビル増改築工事現場監督」等のように具体的工事件名をあげて、建設工事に関する実務経験の内容が具体的に明らかになるように記載させる。
- ② 「実務経験年数」の欄には、上記①の「実務経験の内容」の欄に記載された建設工事に係る経験期間を記載し、それらの期間を積み上げて、その合計期間を「合計」欄に記載し、当該合計年数が必要年数を満たしていることが必要である。この場合、経験期間が重複しているものにあつては二重に計算しないものとする。なお、所定の用紙内に記載しきれないときは、適宜用紙を追加して必要な実務経験年数に達するまで記載させるものとする。
- ③ 「証明者」は、経營業務の管理責任者証明書の「証明者」(上記(5)の③)に準じて取

り扱うものとする。

- ④ 電気工事及び消防施設工事については、それぞれ電気工事士法、消防法等により電気工事士免状及び消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ、一定の工事に直接従事できないこととされているので、審査に当たって十分注意する。

(8) 指導監督の実務経験証明書（様式第十号）について

- ① 「指導監督的な実務の経験」としては、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上であるものに関し、2年以上の指導監督的な実務の経験が必要である。（なお、昭和59年10月1日前に請負代金の額が1,500万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験及び昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前に請負代金の額が3,000万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験は、4,500万円以上の建設工事に関する実務の経験とみなして、当該2年以上の期間に算入することができる。）したがって、発注者から直接請け負った建設工事に関する経験のみを認めるものであり、発注者の側における経験又は下請負人としての経験は含まない。
- ② 「証明者」は、経營業務の管理責任者証明書の「証明者」（上記（5）の③）に準じて取り扱うものとする。
- ③ 実務の経験は、発注者から直接請け負った一件の建設工事の請負代金の額が、4,500万円以上のもの（昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの、昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの）について記載させるものとする。この場合の「請負代金の額」は、「実務経験の内容」欄に記載された建設工事の請負代金の額とし、その請負代金の額に変更があつた場合には、変更後の請負代金の額とする。
- ④ 「実務経験の内容」及び「実務経験年数」の欄については、実務経験証明書（（7）の①及び②）に準じて取り扱うものとする。

(9) 令第三条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）について

この表は、支配人及び支店又は営業所（主たる営業所を除く。）の代表者について記載するものであるが、これらの者が役員を兼ねている者についても記載させるものとする。

(10) 国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）（様式第十一号の二）について

- ① 本表には、法第7条第2号ハに該当する者、法第15条第2号イに該当する者及び同号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定された者について記載する必要があるが、特定建設業の許可を受けようとする者又は特定建設業の許可を受けている者にあつては、これらの者に加え、法第15条第2号ロに該当する者及び同号ハの規定により同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定された者についても記載することを要する。
- ② 本表の提出に際しては、国家資格者・監理技術者の資格について、法第7条第2号ハの規定により知識及び技術又は技能を有すると認定された者であることを証する書面、法第15条第2号イの規定により国土交通大臣が定める試験に合格した者若しくは国土交通大臣が

定める免許を受けた者であることを証する書面、指導監督的な実務経験を有する者として同号口の基準を満たすことを証する指導監督の実務経験証明書（様式第十号）（卒業証明書等及び実務経験証明書（様式第九号）を含む。）及び同号ハの規定により能力を有すると認定された者であることを証する証明書を提示させる等により、その確認を行う。なお、一般建設業の許可のみを受けている者が特定建設業の許可を申請する場合及び国家資格者・監理技術者の有資格区分等の変更にに基づき届出を行う場合においては、「建設工事の種類（既提出分）」に係る技術者の証明書については、その確認は要しない。ただし、当該証明書のうち「建設工事の種類（今後）」に係るものについては、提示を求める等によりその確認を行うことが必要である。また、これらの証明書は、財団法人建設業技術者センターが発行する監理技術者資格者証（指定建設業監理技術者資格者証を含む。）の写しをもって代えることができるものとする。

- ③ 規則第7条の3第2号の表中、実務経験要件緩和対象者については、二業種についてそれぞれ実務経験10年を有している者など本来記載対象外である法第7条第2号ロ該当の者の一部が当然に含まれるが、法第7条第2号ハに該当する者であるため、同様式記載要領1に従い、「国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）（様式第十一号の二）」の記載対象となるものである。

また、この場合、有資格区分コード欄には、規則別表（二）の分類に従い「99」が記載されることとなる。

なお、特定建設業の許可を受けようとする者又は受けている者については、法第7条第2号ロに該当し、かつ、法第15条第2号ロにも該当する場合、有資格区分コードを「99」から「02」に変更することが認められる。

- ④ **7** **4**の「今後担当する建設工事の種類」及び「既提出の一覧表における建設工事の種類」の欄には、技術者が法第7条第2号ハ又は第15条第2号イに該当する建設業については「7」又は「9」を記入する必要はない。
- ⑤ **7** **5**の「有資格区分」の欄は、申請する又は既に受けている許可の如何にかかわらず、法第7条第2号ハに該当する者、法第15条第2号イに該当する者、同号ロに該当する者、同号ハの規定により同号イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定された者の資格について記載させる。
- ⑥ 国土交通大臣の許可に係る本表の提出については、正本一通のみで足りるものとし、営業所のある都道府県の数と同一部数の写しは要しない。

- (11) 許可申請者（法人の役員 本人 法定代理人）の略歴書（様式第十二号）について

経營業務の管理責任者である役員については、「従事した職務内容」の欄には、建設業の経営経験が明らかになるように具体的に記載させるものとする。

- (12) 令第三条に規定する使用人の略歴書（様式第十三号）について

この略歴書は、「令第三条に規定する使用人の一覧表」に記載された者全員について作成するものとするが、役員を兼ねている者については作成を要しない。

- (13) 事業報告書について

会社法（平成17年法律第86号）第438条の規定に基づき取締役が定時株主総会に提出

してその内容を報告した事業報告書と同一のものを、毎事業年度経過後、届け出を求め
るものであり、様式については問わない。

事業報告書が、定時株主総会に株主を招集するための通知書等として、貸借対照表及び損益
計算書等とともに同一の冊子にまとめられる場合にあっては、当該冊子を届け出ること
で足りるものとする。

(14) 営業の沿革（様式第二十号）について

法に基づき最初に受けた登録及び許可について、その記号番号を付して記載させるもの
とし、建設業者が行政処分、行政罰その他の罰を受けたものについては、その内容を記
載させるものとする。

3. 提出書類の省略について

更新、般・特新規又は業種追加を申請する者は、申請する際既に提出されている添付書
類について、重複を避けるため、次のとおりその提出を省略することができることとす
る。

- (1) 許可の更新を申請する者は、専任技術者に係る書面については、更新用の専任技術者
証明書（様式第八号（2））のみを提出すればよく、規則第3条第2号各号に掲げる証明
書等の提出を要しない。

また、工事経歴書（様式第二号又は様式第二号の二）、直前三年の各事業年度におけ
る工事施工金額を記載した書面（様式第三号）、使用人数を記載した書面（様式第四号）
、国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）（様式第十一号の二）
、財務諸表（様式第十五号から第十九号まで）及び納税証明書の提出を省略することが
でき、記載事項に変更がない場合に限り、定款、商業登記簿の謄本、株主（出資者）調
書（様式第十四号）、所属建設業者団体名（様式第二十号の二）及び主要取引金融機
関名（様式第二十号の三）についてもその提出を省略することができる。

- (2) 般・特新規又は業種追加を申請する者は、規則第4条第1項に規定する添付書類
のうち、令第3条に規定する使用人の一覧表（様式十一号）、許可申請者の略歴書（様
式第十二号）及び令第3条に規定する使用人の略歴書（様式第十三号）のみを提出す
ればよく、他の書類の提出はすべて省略することができる。

ただし、一般建設業の許可のみを受けている者が特定建設業の許可を申請する場合
にあっては、法第15条第2号ロに該当する者及び同号ハの規定により国土交通大臣が
同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者を国家資格者等・監
理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）に記載した上で提出する必要があり、本
表の添付を省略することはできない。

- (3) 許可換え新規を申請しようとする者は、工事経歴書（様式第二号又は様式第二
号の二）、直前三年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面（様式第三号）
、使用人数を記載した書面（様式第四号）を省略することができる。

【第7条関係】

1. 経營業務の管理責任者について（第1号）

- (1) 「業務を執行する社員」とは、持分会社の業務を執行する社員をいい、「取締役」
とは、株

式会社の取締役をいい、「執行役」とは、委員会設置会社の執行役をいう。また、「これらに準ずる者」とは、法人格のある各種組合等の理事等をいう。

- (2) 「役員のうち常勤であるもの」とは、いわゆる常勤役員をいい、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者がこれに該当する。なお、建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の取引主任者等の他の法令で専任を要するものと重複する者は、専任を要する営業体及び場所が同一である場合を除き「常勤であるもの」には該当しない。

なお、「役員」には、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含まれない。

- (3) 「支配人」とは、営業主に代わって、その営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人をいい、これに該当するか否かは、商業登記の有無を基準として判断する。

- (4) 「経營業務の管理責任者としての経験を有する者」とは、法人の役員、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあつて、経營業務の執行等建設業の経營業務について総合的に管理した経験を有する者をいう。

- (5) 本号は、許可を受けようとする建設業について、本号のイ又はロに該当する者を一の建設業ごとにそれぞれ個別に置いていることを求めるものではなく、したがって二以上の建設業について許可を行う場合において、一の建設業につき本号のイ又はロの要件を満たしている者が、他の建設業についても本号のイ又はロの要件を満たしているときは、当該他の建設業についてもその者をもって本号の要件を満たしているとして取り扱う。

なお、本号のイ又はロに該当する者が第二号に規定する専任の技術者としての基準を満たしている場合には、同一営業所（原則として本社又は本店等）内に限って当該技術者を兼ねることが出来るものとする。

- (6) 建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件（昭和47年建設省告示第351号。（6）において「告示」という。）について

① 告示第1号イについて

- (a) 経營業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経營業務を総合的に管理した経験とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮および命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。また、当該事業部門は、許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを要する。

- (b) 許可を受けようとする建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にあつて、経營業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として5年以上建設業の経營業務を総合的に管理した経験（以下「執行役員等としての経験」という。）については、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経験の期間と、許可を受けようとする建設業又はそれ以外の建設業における経營業務の管理責任者としての経験の期間とが通算5

年以上である場合も、本号イに該当するものとする。

- (c) 本号イに該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号および別紙6による認定調書に加え、次のイからホまでに掲げる書類において、被認定者が本号イに掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

イ 執行役員等の地位が役員に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類

組織図その他これに準ずる書類

ロ 業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを確認するための書類

業務分掌規程その他これに準ずる書類

ハ 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類

定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類

ニ 業務執行を行う特定の事業部門における業務執行実績を確認するための書類

過去5年間ににおける請負契約の締結その他の法人の経営業務に関する決裁書その他これに準ずる書類

② 告示第1号ロについて

(a) 経営業務を補佐した経験とは、許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務に、法人の場合は役員に次ぐ職制上の地位にある者、個人の場合は当該個人に次ぐ職制上の地位にある者として、従事した経験をいう。

(b) 許可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位にあつて7年以上経営業務を補佐した経験（以下「補佐経験」という。）については、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経験又は補佐経験の期間と、許可を受けようとする建設業又はそれ以外の建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間とが通算7年以上である場合も、本号ロに該当するものとする。

(c) 法人、個人又はその両方において7年以上の補佐経験を有する者については、許可を受けようとするのが法人であるか個人であるかを問わず、本号ロに該当するものとする。

(d) 本号ロに該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号及び別紙6による認定調書に加え、次のイ及びロに掲げる書類において、被認定者が本号ロに掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

イ 被認定者による経験が役員又は個人に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための書類

組織図その他これに準ずる書類

ロ 被認定者における経験が補佐経験に該当すること及び補佐経験の期間を確認するための書類

過去7年間における請負契約の締結その他の法人の経營業務に関する決裁書、稟議書
その他これらに準ずる書類

③ 告示第2号について

許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する7年以上の経營業務の管理責任者としての経験については、単一の業種区分において7年以上の経験を有することを要するものではなく、複数の業種区分にわたるものであってもよいものとする。また、許可を受けようとする建設業とそれ以外の建設業に関して通算7年以上の経營業務の管理責任者としての経験を有する場合も本号に該当する。

2. 専任技術者について（第2号）

（1）「専任」の者とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいう。

会社の社員の場合には、その者の勤務状況、給与の支払状況、その者に対する人事権の状況等により「専任」か否かの判断を行い、これらの判断基準により専任性が認められる場合には、いわゆる出向社員であっても専任の技術者として取り扱う。

次に掲げるような者は、原則として、「専任」の者とはいえないものとして取り扱うものとする。

① 住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者

② 他の営業所（他の建設業者の営業所を含む。）において専任を要求する者

③ 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引主任者等他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者（建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合においてその事務所等において専任を要する者を除く。）

④ 他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者

（2）「実務の経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、ただ単に建設工事の雑務のみの経験年数は含まれないが、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含めて取り扱うものとする。

また、実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とする。ただし、経験期間が重複しているものにあっては二重に計算しない。なお、電気工事及び消防施設工事のうち、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ直接従事できない工事に直接従事した経験については、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等として従事した実務の経験に限り経験期間に算入する。

（3）本号の取扱いについては、二以上の建設業について許可を行う場合において、一の建設業につき本号のイ、ロ又はハの要件を満たしている者が、他の建設業についても本号の要件を満たしているときは、当該他の建設業についても、その者をもって本号の要件を満たしているとして取り扱うことができる。

なお、経營業務の管理責任者に該当する者と専任の技術者とを重複して認めることは、勤務場所が同一の営業所である限り差し支えない

3. 誠実性について（第3号）

- （1）「不正な行為」とは、請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領等法律に違反する行為をいい、「不誠実な行為」とは、工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為をいう。
- （2）申請者が法人である場合においては当該法人、その非常勤役員を含む役員及び一定の使用人（支配人及び支店又は常時建設工事の請負契約を締結する営業所の代表者（支配人であるものを除く。）をいう。以下同じ。）が、申請者が個人である場合においてはその者及び一定の使用人が、建築士法（昭和25年法律第202号）、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者である場合、暴力団の構成員である場合又は暴力団による実質的な経営上の支配を受けている者である場合は、原則としてこの基準を満たさないものとして取り扱うものとする。なお、ここでいう「暴力団」とは、指定暴力団が否かにかかわらない。
- （3）許可を受けて継続して建設業を営んでいた者については、（1）に該当する行為をした事実が確知された場合又は（2）のいずれかに該当する者である場合を除き、この基準を満たすものとして取り扱うものとする。

4. 財産的基礎又は金銭的信用について（第4号）

- （1）「請負契約」には、工事一件の請負代金の額が建築一式工事にあつては1,500万円に満たない工事又は延べ面積150平方メートルに満たない木造住宅工事に係るもの、建築一式工事以外の工事にあつては500万円に満たない工事に係るものを含まない。

なお、これらの額は、同一の建設業を営む者が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負うときは、正当な理由に基づいて契約を分割したときを除き、各契約の請負代金の額の合計額とし、また、注文者が材料を提供する場合においては、その市場価格又は市場価格及び運送費を当該請負契約の請負代金の額に加えた額とする。
- （2）次の①、②又は③に該当する者は、倒産することが明白である場合を除き本号の基準に適合するものとして取り扱う。
 - ① 自己資本の額が500万円以上である者
 - ② 500万円以上の資金を調達する能力を有すると認められる者

（注）担保とすべき不動産等を有していること等により、金融機関等から500万円以上の資金について、融資を受けられる能力があると認められるか否かの判断は、具体的には、取引金融機関の融資証明書、預金残高証明書等により行う。
 - ③ 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有する者
- （3）「自己資本」とは、法人にあつては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあつては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債

の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいう。

- (4) この基準を満たしているかどうかの判断は、原則として既存の企業にあっては申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業にあっては創業時における財務諸表により、それぞれ行う。
- (5) 本号の基準に適合するか否かは当該許可を行う際に判断するものであり、許可をした後にこの基準を適合しないこととなっても直ちに当該許可の効力に影響を及ぼすものではない。(法第15条第3号の基準について同じ。)

【第8条関係】

1. 法第8条について

(1) 法第8条本文括弧書きの趣旨

許可の申請が、更新に係るものである場合においては、法第8条第2号から第6号までの一に該当しても許可の拒否事由にならないとされているが、これは法第3条の許可が業種ごとに与えられるものであり、法第29条の規定による取消しを受けていない他の建設業の許可についてはその更新をする必要があること、営業の停止又は禁止は許可の更新を認めないものではないことによるものである。

(2) 法第8条第10号及び第11号括弧書きの趣旨

法第8条第10号及び第11号括弧書きは許可申請者の役員又は一定の使用人のうちに、法第8条第2号から第4号及び第6号に該当する者があっても、その者が当該事由に該当する以前から当該許可申請者の役員又は一定の使用人であった場合には、それをもって直ちに許可の取消し又は許可の拒否事由とすることは適切でないとの趣旨により規定されたものである。

【第9条関係】

1. 許可換え新規について

許可を受けた建設業者が、法第9条第1項各号の一に該当したときは、許可行政庁を異にすることとなるので、新たに許可を受けることが必要であり、新たな許可行政庁に対する新規の許可申請が必要である。

2. 許可換え新規の取扱いについて

- (1) 許可換え新規の申請の取扱いは、新規の許可の申請の場合における取扱いと同様に行う。
- (2) 許可換え新規の申請をしようとする者には、当該申請書の正本に申請時において既に受けている建設業の許可の通知書の写しを添付させる。

3. 許可換え新規の際の添付書類の移管について

- (1) 第9条第2項の規定により、許可換え新規の申請をする建設業者は、法第6条第1項第1号から第3号までの書類（以下「工事経歴書等」という。）の添付を省略できることとされているが、工事経歴書等の添付を省略して許可換え新規の申請が行われた場合には、これを受けた地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長（以下「地方整備局長等」という。）は、

従前の許可行政庁と連絡を密にしつつ、変更届等により従前の許可行政庁に提出されている工事経歴書等の内容を十分に把握・理解した上で、当該申請に係る審査を行う。

(2) (1) の申請に関する審査の結果、許可換え新規の許可をした地方整備局長等は、従前の許可行政庁に対して、当該許可を受けた建設業者に係る工事経歴書等を送付するよう依頼する。

(3) (2) により工事経歴書等の送付を受けた地方整備局長等は、その設ける閲覧所において、送付を受けた工事経歴書等を、許可換え新規の申請時に提出された書類とあわせて公衆の閲覧に供する。

4. 許可の有効期間が満了した後の許可の効力について

許可換え新規の申請に基づく審査の結果、従前の許可の有効期間の満了後に不許可処分とされた場合であっても、当該不許可処分がされるまでの間は、法第9条第2項の規定により、従前の許可はなお効力を有するものとされる。

また、この場合、従前の許可の有効期間の満了後当該不許可処分が行われるまでの間に締結された請負契約に係る建設工事については、当該不許可処分が行われたことにより従前の許可がその効力を失った後も、法第29条の3第1項の規定により継続して施工することができる。

【第10条関係】

1. 登録免許税の取り扱いについて

一般建設業の許可又は特定建設業の許可のいずれか一方を国土交通大臣から受けている者が、新たに他の区分に係る国土交通大臣の許可を受けようとする場合には、その者は法第10条第2号の「既に他の建設業について国土交通大臣の許可を受けている者」に該当しないものとして取り扱う。

2. 登録免許税の納入及び還付について

(1) 登録免許税の納入について

国土交通大臣の許可を受けようとする者が、登録免許税を現金で納入する場合には、地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局（以下「地方整備局等」という。）の所在地を管轄する税務署に直接納付するか、あるいは日本銀行、最寄りの国税の収納を行う日本銀行歳入代理店又は郵便局を通して地方整備局等の所在地を管轄する税務署あてに納入するものとする。

(2) 登録免許税の還付について

許可申請を取り下げる場合又は許可申請が却下された場合において、当該申請に伴って納入した登録免許税の還付を受けたい者については、次により取り扱う。

① 許可申請を取り下げる場合には、許可申請の取下げ願書（別紙4）に登録免許税の還付願書（別紙7）を添え、直接地方整備局建政部建設産業課長（東北・北陸・中国・四国・九州地方整備局にあつては建政部計画・建設産業課長、関東地方整備局にあつては建政部建設産業第一課長、北海道開発局にあつては事業振興部長、沖縄総合事務局にあつては開発建設部長（以下「建設産業課長等」という。））あてに提出させる。

② 許可申請が却下された場合には、前記登録免許税の還付願書に当該申請に伴って納入した

登録免許税の領収証書を添え、直接建設産業課長等あてに提出させる。

3. 非課税の場合について

国土交通大臣の許可を受けるものであっても、個人で国土交通大臣の許可を受けた者の相続人が引き続き建設業を営むために許可を受ける場合及び法人で国土交通大臣の許可を受けた者が他の法人と合併するために解散し新たに設立又は吸収合併した法人が、引き続き建設業を営むため国土交通大臣の許可を受ける場合には、登録免許税が課されない。

4. 許可手数料について

許可の更新の申請及び業種追加の申請を行った者が納入した許可手数料は、いかなる理由をもっても返還しないものとする。

【第11条関係】

1. 変更届出書等の効力について

変更届出書（様式第二十二号の二）、国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）（様式第十一号の二）、届出書（様式第二十二号の三）等の変更届は、当該届出に係る事項が許可要件に関するものであり、法で定める要件を充足しないものでない限りは、国土交通大臣許可に係るものにあっては経由庁が受理したときにその効力を生ずるものとして取り扱う。

2. 変更届出書等の取扱いについて

（1）変更届出書（様式第二十二号の二）について

- ① 本届出書は、届出事項について、変更に係る部分のみの記載で足りる。なお、変更の内容が◎「入力事項」の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記載させる。
- ② 4 3の「郵便番号」「電話番号」の欄はいずれの変更の場合にも両方記載させることが必要となるので、十分注意すること。

（2）法第11条第2項及び第3項の規定により提出し又は届け出なければならない書面については、別紙8により届出等を行わせるものとする。

（3）届出書（様式第二十二号の三）について

本届出書は、既に証明されている経營業務の管理責任者又は専任技術者を削除する場合にも使用できる。

経營業務の管理責任者又は専任技術者を削除する場合としては、許可を受けている建設業の一部を廃業する場合が主に想定され、その場合には廃業届（様式第二十二号の四）と本届出書が同時に提出される必要があるが、それ以外にも、経營業務の管理責任者としての経験年数が7年以上になった者がいるため複数いる経營業務の管理責任者を一人にする場合、一部の営業所を廃止したためそこに置いていた専任技術者が不要になった場合等が考えられる。

なお、専任技術者については、上記の場合において、廃業しない建設業について引き続き専任技術者となる者又は営業所の廃止に伴い所属する営業所を変更し引き続き専任技術者とな

る者については、本届出書ではなく、専任技術者証明書（新規・変更）（様式第八号（1））を用いて届け出ることになる。

【第12条関係】

1. 廃業届（様式第二十二号の四）の取扱いについて

（1）法第12条の規定による届出は、本様式をもって行わせる。なお、一部の業種の廃業の場合には、専任技術者証明書（新規・変更）（様式第八号（1））による専任技術者の変更又は届出書（様式第二十二号の三）による専任技術者の削除が必要となるので、本届出と同時に必要な書類を提出させる。

（2）「行政庁側記入欄」は、以下の要領で記入する。

5 8「整理区分」の欄は、廃業の理由について、次の分類に従い該当する数字をカラムに記入すること。

「1. 廃業」……………法第12条各号の一に該当することにより、建設業者自らが建設業を廃業した場合

「2. 取消」……………許可行政庁が許可を取り消した場合

「3. 失効」……………許可の有効期間が経過しても更新の手続がとられていない場合

5 9「決裁年月日」の欄は、廃業について決裁をした年月日を記載すること。

2. 許可の取消しの通知について

廃業届に基づき許可の取消しをした場合においては、届出者に対し、別紙9により通知する。

なお、当該通知は直接届出者あてに送付若しくは手交することとし、届出者が当該通知を確実に受け取った旨の記録を残すものとする。

【第15条関係】

1. 専任技術者について（法第15条第2号）

（1）営業所におかれる技術者に必要とされる実務の経験は、発注者から直接請け負った建設工事に係るものに限られており、したがって発注者の側における経験、元請負人から請け負った建設工事に係る実務の経験は含まれない。

（2）指導監督的な実務経験について

① 「指導監督的な実務の経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいう。

② 指導監督的な実務の経験については、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上であるものに関し、2年以上の指導監督的な実務の経験が必要であるが、昭和59年10月1日前に請負代金の額が1,500万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験及び昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前に請負代金の額が3,000万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験は、4,500万円以上の建設工事に関する実務の経験とみなして、当該2年以上の期間に算入することができる。

- (3) 法第7条第2号イからハまでのいずれかに該当するための期間の全部又は一部が、法第15条第2号ロに該当するための期間の全部又は一部と重複している場合には、当該重複する期間を法第7条第2号イからハまでのいずれかに該当するまでの期間として算定すると同時に法第15条第2号ロに該当するための期間として算定してもよい。

また、実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とする。ただし、経験期間が重複しているものにあつては二重に計算しない。なお、電気工事及び消防施設工事のうち、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ直接従事できない工事に直接従事した経験については、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等として従事した実務の経験に限り経験期間に算入する。

2. 財産的基礎について（法第15条第3号）

- (1) 次のすべての基準を満たす者は、倒産することが明白である場合を除き、この基準を満たしているものとして取り扱う。

- ① 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと。
- ② 流動比率が75%以上であること。
- ③ 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること。

- (2) 「欠損の額」とは、法人にあつては貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る額を、個人にあつては事業主損失が事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいう。

- (3) 「流動比率」とは、流動資産を流動負債で除して得た数値を百分率で表したものをいう。

- (4) 「資本金」とは、法人にあつては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額をいい、個人にあつては期首資本金をいう。

- (5) 「自己資本」とは、法人にあつては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあつては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいう。

- (6) この基準を満たしているかどうかの判断は、原則として既存の企業にあつては申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業にあつては創業時における財務諸表により、それぞれ行う。

ただし、当該財務諸表上では、資本金の額に関する基準を満たさないが、申請日までに増資を行うことによって基準を満たすこととなった場合には、「資本金」については、この基準を満たしているものとして取り扱う。

【第29条の2及び第29条の5関係】

許可の取消し処分公告について

法第29条の2第1項の規定に基づき許可の取消しをした場合においては、規則第23条の2各号に掲げる事項に加え、次の事項についても公告するものとする。

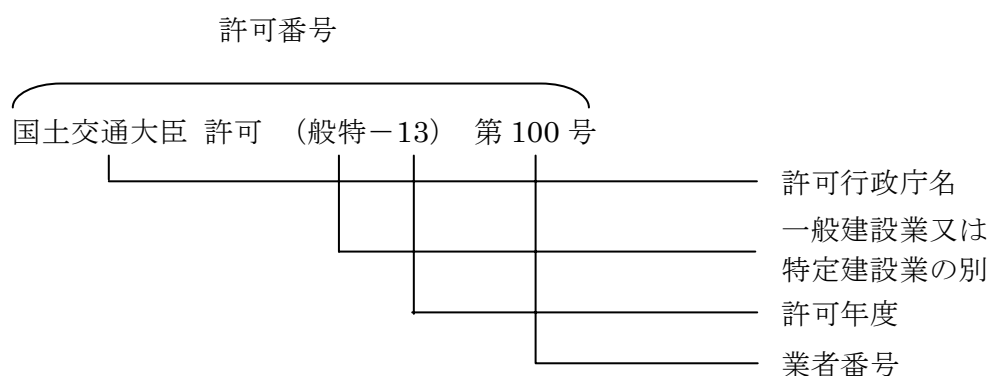
「5 教示 この処分に不服のあるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができる（なお、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。）。また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。」

【その他】

1. 許可番号について

（1）許可番号は、国土交通大臣の許可に係る場合にあっては、下記の具体例のとおり、許可行政庁名、一般建設業又は特定建設業の別、許可年度及び業者番号を、記号及びアラビア数字をもって付与する。

なお、業者番号は、一業者一番号とし、一般建設業の許可及び特定建設業の許可を通じ、同一の番号を付与する。例えば、一般建設業の許可をするに当たって、第100号を付与した場合は、特定建設業の許可をする場合においても、同番号を付与することとなる。



（2）許可番号は、地方整備局等单位ではなく全国を通して、許可をした順に付与することとする。

（3）既に受けていたすべての許可が効力を失った場合（特定建設業の許可のみを受けている者が、一般建設業の許可を申請するために、特定建設業の全部を廃業する場合を除く。）の許可番号は欠番とし、補充は行わないものとする。

2. 法等における「請負代金の額」等の内容について

消費税及び地方消費税は消費一般に負担を求める間接税であり、取引の各段階において適正に転嫁される必要があることにかんがみ、法、令及び規則の規定中、「請負代金の額」その他の個々の取引に係る請負代金に係る用語は、当該取引に係る消費税及び地方消費税の額を含むものとする。

3. 国土交通大臣の許可に係る許可要件等の確認について

許可等をするに当たっては、申請又は届出に係る経營業務の管理責任者（法第7条第1号及び第15条第1号）及び営業所ごとに置かれる専任の技術者（法第7条第2号及び第15条第2号）が、法に規定する要件に適合しているか否か等を確認する必要があるので、次の（1）から（3）に掲げる方法により、その確認を行うこととする。

また、必要に応じ、法第31条第1項の規定に基づき営業所の立入調査を実施することとする。

（1）経營業務の管理責任者に係る許可要件の確認

経營業務の管理責任者の常勤性の確認については、例えば健康保険被保険者証カード（両面）の写し若しくはこれらに準ずる資料の提出又は提示を申請者に求めることにより、経験年数の確認については商業登記簿謄本その他建設業の経營業務に関する経験を確認することができる資料の提出又は提示を申請者に求めることにより、それぞれ行うものとする。

（2）営業所ごとに置く専任の技術者及び令第3条に規定する使用人に係る許可要件の確認

営業所ごとに置く専任の技術者及び令第3条に規定する使用人に係る常勤性の確認については、例えば健康保険被保険者証カード（両面）の写し若しくはこれらに準ずる資料の提出又は提示を申請者に求めることにより行うものとする。

（3）営業所の確認

営業所の確認については、次の①及び②に掲げる資料の提出又は提示を申請者に求めることにより行うものとする。

① 営業所の地図及び営業所の写真

「営業所の地図」とは、営業所の所在地を明記し、最寄りの交通機関、公共、公益施設等の位置を明示した概略図とする。

また、営業所の写真とは、営業所の形態を確認できるもので、営業所のある建物の外観、入口付近及び営業所の内部（規則第25条の2前段に規定する標識が掲示されていることが確認できるもの）を写したものとする。

② 営業所を使用する権原を確認するための資料

営業所を使用する権原を確認するための資料は、不動産登記簿謄本又は不動産賃貸借契約書等の写し若しくはこれらに準ずる資料とする。

4. 建設業者の合併に係る建設業許可関係事務の取扱いについて

（1）合併に伴う諸届出

① 新設合併により消滅する会社

法律上、新設合併の効果が生じるのは合併登記後であるが、通常は、合併契約上合併をなすべき時期（以下「合併期日」という。）を定め、合併登記をまたず合併期日以後は実態上新設会社（新設合併において合併に伴い設立された会社をいい、合併期日後合併登記前の状態を含むものとする。以下4.において同じ。）として活動することとなると考えられる。したがって、このような新設会社への移行の実態的内容に着目し、次のとおり取り扱うものとする。

- (a) 合併期日において、合併契約に基づき合併により消滅することとなる会社（以下「消滅会社」という。）の従業員が新設会社の実態上所属することとなる等消滅会社が許可の要件を明らかに満たさなくなる場合

法第11条第5項に該当し、合併期日から二週間以内に同項の届出をしなければならない。

ただし、法第12条第5号に該当するものとして同条の規定による届出をした場合はこの限りでない。

- (b) (a) 以外の場合で合併期日以後残務整理等を行い合併登記前に段階的に新設会社に移行する場合

消滅会社が許可の要件を明らかに満たさなくなり、又は廃業した段階で法第11条第5項又は第12条第5号に該当するものとして、これらの規定による届出をしなければならない。

- (c) (a) 及び (b) 以外の場合（合併登記の段階で消滅会社の実態が消滅する場合）

法第12条第2号に該当するものとして、同条の規定による届出をしなければならない。

② 吸収合併における消滅会社

法律上、吸収合併の効果が生じるのは合併期日であるため、合併登記前においても法第11条の届出をなすべき実態が生じた段階で、当該届出をしなければならないものとする。

(2) 建設業の許可申請の取扱い

① 許可手続を行う時期

消滅会社が合併以前に受けていた建設業の許可については、当該合併により新会社（吸収合併においては合併後存続している会社（以下「存続会社」という。））、新設合併においては新設会社をいう。以下4.において同じ。）に当然継承されるものではなく、

- (a) 吸収合併においては、存続会社が許可を受けておらず消滅会社のみが許可を受けていた業種について、

- (b) 新設合併においては、新設会社は、許可を受けようとするすべての業種について、それぞれ新たに許可を受けることが必要となる。

また、吸収合併の場合、存続会社が一般建設業の許可を受けている業種について、特定建設業の許可を受けなければならない場合もあり得る。

これらの合併に係る建設業の許可申請の取扱いについては、当該申請に係る建設業の新会社への移行の円滑化を図るため、次に掲げる事項に留意するものとする。

(a) 吸収合併の場合

合併期日後に、存続会社より、これらの許可の申請があったときは、消滅会社に係る同種の許可の取消し前においても存続会社に許可をすることができるものであり、消滅会社から存続会社への移行を円滑に進め、事業の空白をなるべく生じさせないという観点から、可及的速やかに処理する。

なお、存続会社の既に許可を受けている許可の更新と併せて【第3条関係】4.でいう同一業者に係る二以上の許可の有効期間の調整（一本化）ができることに留意する。

(b) 新設合併の場合

新設合併の場合においては、法律上、合併の効果が生じ新設会社が設立されるのは合併登記時であるので、合併登記後に新設会社に必要な許可申請を行わせ、可及的速やかに処理する。

② 手続における配慮

審査の円滑な実施のため、合併により許可申請が必要となると見込まれる場合には、なるべく早く申し出、事前打合わせを行うよう、建設業者（許可申請をすることとなる者を含む。以下同じ。）を指導する。

③ その他の留意事項

消滅会社から新会社への移行に当たり事業の内容に変更事項が多数ある場合には審査に相応の期間が必要であり、①に掲げる取扱いとは合併に伴う許可申請についての行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の標準処理期間をその他の許可申請に比べて短縮する趣旨ではない。

(3) 関連する手続相互の整合性の確保

(1) 及び (2) に掲げる手続については、建設業者間の相互に直接の関係を有するものではなく、例えば消滅会社の廃業届等が提出される前に新会社の許可申請も可能である等前後関係に特段の制約はないが、これらの手続は一連のものであり、関係建設業者が相互に協調しつつ、許可行政庁と十分に打ち合わせて、整然と手続が進められるよう、これらの関係建設業者を指導する。

(4) 消滅会社に係る施工中の建設工事の取扱い

消滅会社が施工中の建設工事で合併期日までに完成しないものの取扱いについては、一般的には注文者と消滅会社の負契約の中で処理されることとなる（公共工事については公共工事標準請負契約約款第5条参照）ので、当該工事の取扱いについては、合併前から注文者と十分協議するよう関係建設業者を指導する。

なお、建設業の許可に関しては、消滅会社に係る許可が取り消された場合において、新会社は合併登記前においても許可を取り消された者の法第29条の3第1項に規定する一般承継人に該当するものと解して差し支えなく、この場合、新会社は、(2) ①に掲げる許可を受けるまでの間は、同項の規定により工事を施工することとなる。

5. 建設業の譲渡に係る建設業許可関係事務の取扱いについて

(1) 建設業の許可申請の取扱い

建設業の譲渡に係る建設業許可申請の取扱いについては、建設業の譲渡を行う者（以下「譲渡人」という。）から建設業の譲渡を受ける者（以下「譲受人」という。）への建設業の移行の円滑化を図るため、次に掲げる事項に留意するものとする。

① 許可申請の速やかな処理

建設業の譲渡に伴い譲受人から建設業の許可の申請があったときは、当該建設業の譲受人への移行を円滑に進め、事業の空白をなるべく生じさせないという観点から、可及的速やかに処理する。

なお、建設業の譲渡に伴い譲渡人の建設業の許可を取り消す必要がある場合、譲受人に対する同種の許可は、譲渡人の建設業の許可の取消し前においてもできるものであることに留意する。

② 事前打ち合わせの実施

①の許可申請に係る審査を円滑に実施するため、建設業の譲渡により許可申請が必要になると見込まれる場合には、なるべく早く申し出、事前打ち合わせを行うよう建設業者を指導する。

③ その他の留意事項

建設業の譲渡に当たり事業の内容に変更事項が多数ある場合には審査に相応の期間が必要であり、①に掲げる取扱いとは建設業の譲渡に伴う許可申請についての行政手続法第6条の標準処理期間をその他の許可申請に比べて短縮する趣旨ではない。

(2) 譲渡人が施工中の建設工事の取扱い

① 注文者との事前協議

譲渡人が施工中の建設工事で譲渡がなされる日までに完成しないものの取扱いについては、一般的には注文者と譲受人の請負契約の中で処理されることとなる（公共工事については公共工事標準請負契約約款第5条参照）ので、当該工事の取扱いについては、譲渡前から注文者と十分協議するよう関係建設業者を指導する。

② 法第29条の3第1項の適用に当たっての注意事項

建設業の譲渡に伴い譲渡人の建設業の許可が取り消された場合で、かつ、当該取り消された建設業の許可業種に係る譲渡人の請負契約上の債権債務が包括的に譲受人に引き継がれる場合には、当該建設業の許可業種に関する限り、譲受人を法第29条の3第1項に規定する一般承継人に該当するものとして解して差し支えなく、この場合、譲受人は(1)①に掲げる許可を受けるまでの間は、同項の規定により工事を施工することとなる。

6. 建設業の会社分割に係る建設業許可関係事務の取扱いについて

(1) 建設業の許可申請の取扱い

① 許可手続を行う時期

分割会社（会社分割（以下「分割」という。）をする会社をいう。以下同じ。）が分割前に受けていた建設業の許可については、その分割により当然継承されるものではなく、
(a) 吸収分割においては、承継会社（吸収分割によって建設業を承継する会社をいう。以下同じ。）が許可を受けておらず分割会社のみが許可を受けていた業種について、
(b) 新設分割においては、新設会社（新設分割によって設立される会社をいう。以下6.において同じ。）は、許可を受けようとするすべての業種について、それぞれ新たに許可を受けることが必要となるものである。

また、吸収分割の場合、承継会社が一般建設業の許可を受けている業種について、特定建設業の許可を受けなければならない場合もあり得る。

これらの分割に係る建設業の許可申請の取扱いについては、当該申請に係る建設業の新会社（分割後の分割会社、承継会社及び新設会社をいう。以下6.において同じ。）への移行

の円滑化を図るため、次に掲げる事項に留意するものとする。

(a) 吸収分割の場合

分割をなすべき時期（以下「分割期日」という。）以後、承継会社より、これらの許可の要件を満たしている場合において、これらの許可の申請があつたときは、分割会社に係る同種の許可の取消し前においても承継会社に許可をすることができるものであり、分割会社から承継会社への移行を円滑に進め、事業の空白をなるべく生じさせないという観点から、可及的速やかに処理する。

なお、承継会社の既に受けている許可の更新と併せて【第3条関係】4. でいう同一業者に係る二以上の許可の有効期間の調整（一本化）ができることに留意する。

(b) 新設分割の場合

新設分割の場合においては、法律上、分割の効果が生じ新設会社が設立されるのは分割登記時であるので、分割登記後に新設会社に必要な許可申請を行わせ、可及的速やかに処理する。

② 手続における配慮

審査の円滑な実施のため、分割により許可申請が必要となると見込まれる場合には、なるべく早く申し出、関係書類を整え、事前打ち合わせを行うよう、建設業者を指導する。

③ その他の留意事項

分割に当たって事業の内容に変更事項が多数ある場合には審査に相応の期間が必要であり、①に掲げる取扱いとは分割に伴う許可申請についての行政手続法第6条の標準処理期間をその他の許可申請に比べて短縮する趣旨ではない。

(2) 分割会社に係る施工中の建設工事の取扱い

分割会社が施工中の建設工事で分割期日までに完成しないものの取扱いについては、一般的には注文者と分割会社の請負契約の中で処理されることとなる（公共工事については公共工事標準請負契約約款第5条参照）ので、当該工事の取扱いについては、分割前から注文者と十分協議するよう関係建設業者を指導する。

なお、建設業の許可に関しては、分割会社に係る許可が取り消された場合において、承継会社又は新設会社は分割登記前においても許可を取り消された者の法第29条の3第1項に規定する一般承継人に該当するものと解して差し支えなく、この場合、承継会社又は新設会社は、

(1) ①に掲げる許可を受けるまでの間は、同項の規定により工事を施工することとなる。

別表 1

建設工事の種類	建設工事の例示
土木一式工事	
建築一式工事	
大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、工作物解体工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ハ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、道路付属物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事
石工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋根工事	屋根ふき工事
電気工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事
鋼構造物工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事
舗装工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事

建設工事の種類	建設工事の例示
ガラス工事	ガラス加工取付け工事
塗装工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事
電気通信工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、ＴＶ電波障害防除設備工事
造園工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事
さく井工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消化設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事

別表 2

代理人の記名押印を可とする 許可申請書類	建設業許可申請書（様式第一号）の申請者の欄、専任技術者証明書（新規・変更）（様式第八号（1））の申請者・届出者の欄（専任技術者の交代に伴う削除に限る。）、国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）（様式第十一号の二）の申請者・届出者の欄、変更届出書（様式第二十二号の二）の届出者の欄、届出書（様式第二十二号の三）の届出者の欄及び廃業届（様式第二十二号の四）の届出者の欄
代理人の記名押印を不可とする 許可申請書類	誓約書（様式第六号）の申請者の欄、経營業務の管理責任者証明書（様式第七号）の証明者又は申請者の欄、専任技術者証明書（新規・変更）（様式第八号（1））の申請者・届出者の欄（専任技術者の交代に伴う削除の場合を除く。）、専任技術者（更新）（様式第八号（2））の申請者の欄、実務経験証明書（様式第九号）の証明者の欄、指導監督的実務経験証明書（様式第十号）の証明者の欄、許可申請者の略歴書（様式第十二号）の氏名の欄、令第3条に規定する使用人の略歴書（様式第十三号）の氏名の欄

文 書 番 号
平成 年 月 日

殿

局長

印

一般建設業の許可について（通知）
特定

平成 年 月 日付けで申請のあった一般建設業については、建設業
特定
法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号 国土交通大臣許可（ ー ）第 号
許可の有効期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
建設業の種類

注）許可の更新申請を行う場合の書類提出期限；平成 年 月 日
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直前の開庁日）

文 書 番 号
平成 年 月 日

殿

局長 印

一般建設業の許可について（通知）
特定

平成 年 月 日付けで申請のあった一般建設業については、建設業
特定
法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、 知事に係る許可については、建設業法第 9 条第 1 項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

記

許 可 番 号 国土交通大臣許可（ ー ）第 号
許可の有効期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
建設業の種類

注）許可の更新申請を行う場合の書類提出期限；平成 年 月 日
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直前の開庁日）

文 書 番 号
平成 年 月 日

殿

局長 印

特定建設業の許可について（通知）

平成 年 月 日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記の通り許可したので、通知する。

なお、下記の建設業の種類に該当するものに係る一般建設業の許可は、法第3条第6項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

記

許 可 番 号	国土交通大臣許可（特－ ）第	号
許可の有効期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
建設業の種類		

注）許可の更新申請を行う場合の書類提出期限；平成 年 月 日
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直前の開庁日）

平成 年 月 日

局長 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名 ,

**一般
特定** 建設業の許可申請の取下げ願

平成 年 月 日付けで**一般
特定**建設業の許可申請をしましたが、下記の理由により許可の取下げを致します。

記

取下げ理由

文 書 番 号
平成 年 月 日

殿

局長 印

一般建設業の許可の拒否について（通知）
特定

平成 年 月 日付けで申請のあった一般建設業については、下記の理由により許可できないので、通知する。

なお、この処分に不服のあるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができる（なお、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。）。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

記

理由

建設業法第 条第 号 不適合
該 当

[]

別紙 6

**経営業務の管理責任者に準ずる地位にあつて
経営業務を補佐した経験の認定に関する調書**

1	認定を受ける者の氏名		生年月日	M・T・S	年	月	日
2	経営業務の管理責任者になろうとする法人の名称						
3	2の会社の許可申請の区分等及び許可年月日	1.新規 2.許可換え 3.般・特新規 4.業種追加 5.経営業務の管理責任者の変更 現在受けている許可 国土交通大臣・()知事 許可(般・特一)第 号					
4	経営業務の管理責任者となつて許可を受けようとする建設業の種類	土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・ほ・しゅ・板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清					
5	認定しようとする経験(その)	(注)この項目は、認定する経験が2法人以上の場合は、法人ごと記載する。					
(1)	認定しようとする経験を積んだ法人の名称						
(2)	(1)の法人の規模						
①	資本金	1	円	(S・H	年	月	日～S・H
		2	円	(S・H	年	月	日～S・H
		3	円	(S・H	年	月	日～S・H
②	従業員	1	人	(S・H	年	月	日～S・H
		2	人	(S・H	年	月	日～S・H
		3	人	(S・H	年	月	日～S・H
(3)	(1)の法人の受けている建設業の許可						
①	国土交通大臣・()知事 許可(般・特一)第 号 許可年月日 年 月 日	土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・ほ・しゅ・板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清					
②	国土交通大臣・()知事 許可(般・特一)第 号 許可年月日 年 月 日	土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・ほ・しゅ・板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清					
③	国土交通大臣・()知事 許可(般・特一)第 号 許可年月日 年 月 日	土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・ほ・しゅ・板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清					
(4)	準ずる地位に認定する役職名	通算年数(①+②+③)	年	月			
①		(S・H	年	月	日～S・H	年	月 日)
②		(S・H	年	月	日～S・H	年	月 日)
③		(S・H	年	月	日～S・H	年	月 日)
(5)	(4)の役職の主な職務内容						
(6)	認定の基礎とした資料	業務分掌規程() 組織図() 機構図() 組織規程() 定款() 執行役員規程() 取締役会規程() 取締役就業規則() 文書決裁規程() 取締役会議事録() 決裁書() 稟議書() 人事記録() 許可通知書() 商業登記簿謄本() 事業報告書() 損益計算書() 貸金台帳() 給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書(写)() 厚生年金保険基本保険料算出内訳書() その他()					
	(注) 1. 認定の基礎とした資料の()内に「レ」を記入する。 2. その他は、具体的な資料名等を記入する。						
6	備考						
7	認定の可否	認定・否認定	決裁日	平成	年	月	日
							担当者

平成 年 月 日

(地方整備局建政部建設産業課長等) 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

,

登 録 免 許 税 の 還 付 願

平成 年 月 日付で 一 般 建設業の許可申請をしましたが、
特 定
却下された
取り下げした
ので、下記により登録免許税の還付を請求いたします。

記

1 納 付 額

2 却下
取下 年 月 日

3 最寄郵便局の名称及び所在地

変 更 届 出 書

平成 年 月 日

許可番号 国土交通大臣許可（般・特一 ）第 号

届出者 ㊟

局長 殿

事業年度（第 期 平成 年 月 日から平成 年 月 日

までが終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

- (1) 工事経歴書 (2) 工事施工金額 (3) 貸借対照表及び損益計算書
- (4) 株主資本等変動計算書及び注記表 (5) 事業報告書 (6) 附属明細表
- (7) 法人税納付済額証明書 (8) 所得税納付済額証明書 (9) 使用人数
- (10) 令第3条に規定する使用人の一覧表 (11) 国家資格者等・監理技術者一覧表
- (12) 定款

記載要項

(1)から(12)までの事項については、該当するものの番号を○でかこむこと。

文 書 番 号
平成 年 月 日

殿

局長

印

一般建設業の許可の取消しについて（通知）
特定

貴 の下記に掲げる 一般建設業の許可については、建設業法第29条
特定
第 項第 号の規定により、平成 年 月 日付けで取り消したので、通知する。

なお、この処分に不服があるときは、この通知書を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができる（なお、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。）。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

記

許 可 番 号 国土交通大臣許可（ 一 ）第 号
許 可 年 月 日 平成 年 月 日
建設業の種類